

京都市告示第286号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和5年8月18日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
武村 桂	からだ元気治療院 京都北店	北区紫竹栗栖町15番地 アンフィニビル2F	令和5年7月18日
佐藤 裕紀	鍼灸治療院このり	中京区神泉苑通御池下る神泉苑町 8-1 神泉苑荘101号	令和5年6月1日
木村 洋貴	ゆずの手鍼灸マッサージ院	南区久世上久世町820-2	令和5年6月29日
大西 基樹	山村治療院	右京区梅津北浦町23-74	令和5年7月23日
山田 記久	株式会社アイ・サポート	西京区上桂三ノ宮町99-3	令和5年7月26日
山下 広美	山本訪問マッサージ	長岡京市馬場見場走り4-23	令和5年7月3日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)